

○ 提供を受ける役務の内容及び選定理由等に係る評価委員会の意見

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第 7 条第 1 項の規定に基づき報告のあった本市退職者の外郭団体の顧問、相談役等への就任等について、同条第 2 項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会の意見を公表します。【令和 6 年 7 月 1 日現在】

団体名	項番	役職名
大阪市住宅供給公社	1	—

令和6年3月6日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

答申書

令和6年3月5日付け大総務第129号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

記

特段の意見はない。